

2. ようこそ赤ちゃん

1 妊娠がわかったら

1 妊娠届提出・親子健康手帳（母子保健手帳）の交付・ぴよママ相談

医療機関で妊娠と診断されたら妊娠届を出しましょう。

このときに、安心して出産を迎えていただくために保健師が妊婦の方全員に面談をする「ぴよママ相談」を行います。

親子健康手帳（母子健康手帳）と都内の契約医療機関で利用できる妊婦健康診査票（14回分）や新生児聴覚検査受診券など、様々な保健サービスの案内が入った「母と子の保健バッグ」を差し上げます。

また、「ぴよママ相談」を受けた妊婦の方に、妊娠・出産・子育てにお役立ていただく「ぴよママギフト」（こども夢商品券）をお渡しします。

届出先 …各健康サポートセンター [P71]

2 ハローベビー教室（両親学級）・妊婦歯科健診

事業名	内 容	お申込み先
ハローベビー教室 （両親学級）	妊娠・出産についての知識やところがまえ、出産準備や赤ちゃんのお世話などについて、教室を開催しています。 平日コース、休日コースをご用意しております。（平日コース、休日コースにつきましては、いずれかの選択制となっております。）	平日コース 受講希望の健康サポートセンター 休日コース 区ホームページ上の申し込みフォーム、または往復はがき
妊婦歯科健診	妊婦さんの歯と口の健康のために無料の歯科健診を実施しています。妊娠中1回受診できます。	区ホームページ上の区内指定医療機関に電話で予約

3 年金保険料の免除

事業名	内 容	対 象	お申込み先
産前産後期間 保険料免除	国民年金に加入されている方が妊娠された時、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。	国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方 なお、出産予定日の6か月前から届出ができます。	区役所 地域振興課国民年金係 ☎5662-0574 江戸川年金事務所 ☎3652-5106 区民課・各事務所保険年金係 [P70]
厚生年金に加入されている方は、お勤め先にお問い合わせください			



ようこそ赤ちゃん

2 赤ちゃんが生まれたら

各種サービスや周りの人にサポートしてもらいながら、ゆっくりのんびり子育てライフを楽しみましょう。

1 出産費用の助成など

事業名	内 容	対 象	お問合せ先
出産育児一時金	国民健康保険に加入されている方が出産したとき、世帯主に出産育児一時金（42万円）が支給されます。医療機関へ直接支払う「直接支払制度」又は「受取代理制度」を希望される場合は、出産される医療機関にご相談ください。（実施していない医療機関もあります）	国民健康保険に加入されている方 （他の健康保険に加入している方は、加入している健康保険にお問合せください）	区役所区民課・各事務所の保険年金係 [P70]
入院助産	分べんを予定しているが、経済的にその費用を支払うことが困難な方が助産を受ける制度です。事前の申請が必要で、分べんは指定病院に限られます。	生活保護世帯 住民税非課税世帯	健康サービス課 母子保健係 ☎5661-2466 (江戸川保健所内)

ようこそ赤ちゃん

2 出生届

提出場所 …区役所区民課・各事務所の戸籍住民係 [P70]

届出期間 …生まれた日から14日以内（国外で生まれたときは3か月以内）

届出地 …★父母の本籍地 ★届出人の住所地 ★出産をした場所 のいずれかの区市町村

届出人 …①父または母、もしくは父母 ②同居者 ③出産に立ち会った医師 ④助産師
※届出人は原則として①にあたる方です。届出人が署名押印したあと届書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。

添付書類・注意事項（江戸川区に提出する場合）

添付書類 …★出生証明書（医師・助産師が出生届の出生証明書欄に記入したもの）
★母子健康手帳（区市町村の窓口で交付）

印 鑑 …届出人の印

※子の名に用いる文字は、ひらがな・カタカナ・常用漢字および人名用漢字です。

3 赤ちゃん訪問

赤ちゃん訪問は、4か月までの赤ちゃんがいるご自宅へ赤ちゃん訪問員がお伺いし、子育て支援に関する情報をお届けします。

4 新生児訪問

新生児訪問は、4か月までの赤ちゃんのご自宅へ助産師や保健師がお伺いし、赤ちゃんの成長や保育、お母さんの体調、育児に関する悩みや不安などについてご相談をお受けしています。

対 象 …生後4か月未満の赤ちゃんがいるご家庭

申し込み方法 …母子健康手帳につづられている「新生児訪問等相談申請票」を投函してください。

お問合せ先 …健康サービス課 母子保健係 ☎5661-2466（江戸川保健所内）

5 0歳児家庭サポート事業「よちよち応援隊」

0歳児を養育する家庭に家事支援サービスを提供することで、家事育児の負担感を軽減し、子どもとの大切な時間を笑顔で過ごせるよう応援する事業です。

対象 …江戸川区内に居住し、保育サービス（※）を利用していない、0歳児のいる家庭
 ※認可保育所、認定子ども園、認証保育所、保育ママ、地域型保育施設、企業主導型保育施設（一時預かりは除く）

利用料 …無料（所得制限等はありません）

利用時間 …1回2時間以上、合計利用上限14時間まで

利用内容 …①食事の支度 ②簡易な室内清掃 ③育児の補助 ④通院の同行等
 ※子どもの預かりは行いません。

お問合せ先 …株式会社パーソナライフケア ☎0120-646-634
 児童相談所「はあとポート」 ☎5678-1810



6 産後ケア事業

産後ケア（宿泊型）事業

区が委託する施設で宿泊し、休養したり助産師から授乳や育児の相談が受けられます。

対象 …江戸川区民で、出産後、家族等からの援助が受けにくく、心身の不調や育児不安のある、医療行為が必要ない産後4か月未満のお母さんと赤ちゃん。

実施施設 …産前産後ケアセンター 東峯サライ
 綾瀬産婦人科外来併設 綾瀬産後ケア

利用回数 …1回の出産につき7日以内

ケア内容 …お母さんの休養、赤ちゃんのケア、授乳や育児の相談・指導、昼食の提供

利用料（1回） …6,000円（1泊2日で12,000円、1日増えるごとに6,000円追加） ※減免制度あり

申し込み方法 …①母子保健係に利用申請書を提出する。（郵送または健康サポートセンター窓口）
 ②利用承認を受けたら、希望の施設に電話で利用日の予約をとる。

お問合せ先 …母子保健係 ☎03-5661-2466

産後ケア（通所型）事業

区が委託する施設で1日、休養したり助産師から授乳や育児の相談が受けられます。

対象 …江戸川区民で、出産後、家族等からの援助が受けにくく、心身の不調や育児不安のある、医療行為が必要ない産後4か月未満のお母さんと赤ちゃん。

実施施設 …産前産後ケアセンター 東峯サライ
 綾瀬産婦人科外来併設 綾瀬産後ケア

利用回数 …1回の出産につき2回以内

ケア内容 …お母さんの休養、赤ちゃんのケア、授乳や育児の相談・指導、昼食の提供

利用料（1回） …3,000円 ※減免制度あり

申し込み方法 …①母子保健係に利用申請書を提出する。（郵送または健康サポートセンター窓口）
 ②利用承認を受けたら、希望の施設に電話で利用日の予約をとる。

お問合せ先 …母子保健係 ☎03-5661-2466

産後ケア（訪問型）事業

ご自宅に助産師が訪問し、ケアが受けられます。

対 象 …江戸川区民で、出産後、家族等からの援助が受けにくい、心身の不調や育児不安のある産後1年未満のお母さんと赤ちゃん。

利用回数 …1回の出産につき3回以内

訪問時間 …月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時まで（1回約1時間）

ケア内容 …助産師による授乳指導・乳房ケア、産後の体・心の悩み相談、育児相談等

利用料（1回） …2,000円 ※減免制度あり

申し込み方法 …区ホームページの産後ケア（訪問型）事業ページからお申込みフォームへ

お問合せ先 …株式会社パーソナライフケア ☎0120-646-634

7 健診・予防接種など

乳幼児の健康診査は実施時期にあわせてご案内をお送りしています。




健診名	実施時期（健診案内の通知時期）	健診会場	備 考
新生児聴覚検査	生後50日まで	指定医療機関	妊娠届出時に受診票をお渡しします。
乳児健康診査	3～4か月の頃 （3か月に達する月の下旬）	健康サポートセンター	封書でご案内を送付します。 問診・計測・内科健診・個別相談 （育児・栄養）
離乳食講習会	4～5か月の頃 9～10か月の頃		乳児健康診査のご案内と一緒に送付します。申込み制
6、9か月児健康診査	6か月及び9か月の頃	指定医療機関	乳児健康診査のとき、受診票をお渡しします。
歯育て教室 （7か月児歯科相談）	7か月頃	健康サポートセンター	乳児健診時にご案内を配布します。 申込み制
1歳児歯科相談 （歯ッピー教室）	1歳2か月の頃 （1歳1か月に達する月の下旬）	健康サポートセンター	ハガキで通知します。 ※歯科医師による健診ではありません。
1歳6か月児健康診査	1歳6か月の頃 （1歳5か月に達する月の下旬）	江戸川区内 指定医療機関	受診票とご案内を一緒に封書で送付します。なるべく先に内科健診を受診してください。歯科健診では個別相談（育児・栄養・心理）も実施しています。
1歳6か月児歯科健康診査	1歳7か月の頃 （1歳5か月に達する月の下旬）	健康サポートセンター	ハガキで通知します。 ※歯科医師による健診ではありません。
2歳児歯科相談 （歯ウツ教室）	2歳1か月の頃 （2歳に達する月の下旬）		ハガキで通知します。 歯科健診・相談
2歳6か月児歯科健康診査	2歳7か月の頃 （2歳5か月に達する月の下旬）		封書でご案内を送付します。 問診・計測・内科・歯科・個別相談 （育児・栄養・心理）
3歳児健康診査	3歳1か月の頃 （3歳に達する月の下旬）		
3歳児歯科健康診査			

お子さんの予防接種予診票は、標準的な接種時期にあわせて送付します。

定期予防接種	法定接種年齢	標準的な接種時期	接種会場
ロタウイルス	・ロタリックスの場合：出生6週0日後～出生24週0日後 ・ロタテックの場合：出生6週0日後～出生32週0日後	1回目は生後2か月～出生14週6日後まで	指定医療機関
Hib（ヒブ）初回（インフルエンザ菌b型）	生後2か月の前日～5歳の前日	生後2か月～7か月に至るまで	
Hib（ヒブ）追加（インフルエンザ菌b型）		初回終了後 7か月～13か月の間隔をおく	
小児用肺炎球菌初回		生後2か月～7か月に至るまで	
小児用肺炎球菌追加	生後12か月～15か月に至るまで		
B型肝炎（3回接種）	1歳の前日まで	生後2か月～9か月に至るまで	
BCG（結核）	1歳の前日まで	生後5か月～8か月の間	
4種混合（DPT-IPV）I期初回（3回接種）	生後3か月の前日～7歳6か月の前日	生後3か月～1歳に至るまで	
4種混合（DPT-IPV）I期追加		初回3回終了後 12か月～18か月の間隔をおく	
DT II期（ジフテリア・破傷風）	11歳の前日～13歳の前日	11歳～12歳に至るまで	
MR（麻しん・風しん）I期	1歳の前日～2歳の前日		
MR（麻しん・風しん）II期	5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間（年長児の4月1日～翌年3月31日）		
水痘（1回目）	1歳の前日～3歳の前日	生後12か月～15か月に至るまで	
水痘（2回目）		1回目終了後 6か月～12か月の間隔をおく	
日本脳炎 I期初回（2回接種）	生後6か月の前日～7歳6か月の前日	3歳～4歳に至るまで	
日本脳炎 I期追加		4歳～5歳に至るまで	
日本脳炎 II期	9歳の前日～13歳の前日	9歳～10歳に至るまで	

8 子育て費用の助成など

★手当（申請が必要です）

乳児養育手当 	0歳児を養育している家庭に支給します。 (所得制限等の支給要件あり)	1人月額13,000円 ※毎月支給	児童手当・乳児養育手当・子ども医療費助成 AIチャットボット 
児童手当 	中学校修了前（15歳に達する年度の末日まで）の児童を養育している保護者の方に支給します。 (所得制限あり) ※所得制限限度額以上の方には、一律5,000円を支給します。 ※2月・6月・10月支給	0～3歳未満	15,000円
		3～12歳（第1・2子）	10,000円
		（第3子以降）	15,000円
	中学生	10,000円	24時間365日疑問にお答えします 児童家庭課 手当助成係 ☎5662-0082

★医療費の助成

子ども医療費助成	中学校修了前（15歳に達する年度の末日まで）のお子さんが健康保険証を使って医療機関にかかった場合、健康保険の自己負担分を助成します。ただし、都外の医療機関にかかった場合や、入院時の食事療養費は一旦自己負担し、後日還付請求することで助成します。（所得制限なし） <難病・小児慢性等の医療費助成優先>	児童家庭課 医療費助成係 ☎5662-8578 AIチャットボットは P.10 QRコードへ
難病医療費助成	指定難病と診断された場合、認定された特定疾病にかかる健康保険の自己負担分の一部または全部を助成します。	保健予防課 医療給付係 ☎5661-2464 (江戸川保健所内)
小児慢性特定疾病の医療費助成	18歳未満で認定された特定疾病にかかる健康保険の自己負担分の一部または全部を助成します。	保健予防課 精神保健係 ☎5661-2465
小児精神障害者入院医療費助成	18歳未満で対象となる精神疾患の入院治療にかかる健康保険の自己負担分を助成します。	保健予防課 精神保健係 ☎5661-2465
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患で通院治療を受けている方の医療費の自己負担分を軽減します。(患者負担原則1割)	保健予防課 精神保健係 ☎5661-2465 (江戸川保健所内)
大気汚染による 疾病の医療費助成	気管支ぜん息など大気汚染の影響による疾病にかかる医療費のうち健康保険を適用した後の自己負担分を助成します。 18歳未満対象：気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ	保健予防課 医療給付係 (公害担当) ☎5662-1414
自立支援医療 (育成医療)	18歳未満で手術により回復が見込まれる機能障害を有する方の医療費の一部を給付します。 ※収入により利用できない場合があります。	健康サービス課 健康サービス係 ☎5661-2473 (江戸川保健所内)
未熟児養育医療	指定医療機関の医師が入院養育を認めた出生時2,000g以下等の乳児の保護者に対し、費用の一部または全部を助成します。	

★ひとり親家庭の方への支援

児童育成手当	離婚・死亡などにより父親または母親と生計が別（単なる別居を除く）の児童や、父親または母親に重度の障害がある児童（18歳の年度末まで）を養育している方が対象です。（所得制限あり）	1人月額 13,000円 ※2・6・10月支給	
児童扶養手当	離婚・死亡などで父親または母親と生計が別（単なる別居を除く）、または父親もしくは母親に重度の障害がある児童（18歳の年度末まで）の父親・母親・養育者が対象です。（所得制限あり）	1人目月額 43,160～10,180円 2人目月額 10,190円～5,100円 3人目以降月額 6,110円～3,060円 ※奇数月に支給	児童家庭課 援護係 ☎5662-1259
ひとり親家庭等 医療費助成	母子家庭・父子家庭などの親や高校生などが、病院などで保険診療を受けたときに支払う医療費の自己負担分を一部助成します。（所得制限あり）		
ひとり親相談室 すずらん	ひとり親家庭の多様な支援ニーズに対応するため、子育てや生活から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じます。		ひとり親相談室 すずらん ☎6638-8085

母子福祉 生活一時資金	災害・疾病等により一時的に生活費が不足した場合15万円を限度に無利子で貸付けます。区内に引き続き3か月以上居住している方で20歳未満の児童を扶養し、就労している母子家庭（生活保護を受けていない方）が対象です。	児童家庭課相談係 ☎6231-8150
東京都母子及び 父子福祉資金	6か月以上都内に居住している方で20歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭の貸付金です。修学・就学支度等、目的により12種類の資金があります。	
母子生活支援施設	子どもの養育や生活上のいろいろな問題をかかえている母子家庭のために、自立して安定し、就労した生活が営めるよう支援する施設です。所得により一部負担金があります。 (子の年齢制限があります)	
ひとり親家庭 ホームヘルプサー ビス	義務教育終了前の児童を扶養しているひとり親家庭で、傷病や就職活動等により一時的に家事や育児に支障が生じたとき、ホームヘルパー利用の援助券を発行します。所得により一部負担金があります。 ①利用には事前の登録が必要です。 ②協定先のヘルパーに連絡し、ヘルパー派遣の予約をしてください。 ③利用時まで利用申請が必要です。	

★障害のあるお子さんへの支援

特別児童 扶養手当	重い障害をもつ20歳未満の方を扶養している保護者の方に支給します。(所得制限等あり)	月額52,500円 または34,970円	障害者福祉課 自立援助係 ☎5662-0062
障害児 福祉手当	身体または知的（精神）に重度の障害を持つ20歳未満の方に支給します。(所得制限等あり)	月額14,880円	
心身障害者 福祉手当	愛の手帳4度……………	月額15,000円	
	身障手帳3・4級……………	月額5,000円	
	区指定の難病の方……………	月額12,000円	
児童育成手当 (障害手当)	身障手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ・進行性筋萎縮症の障害を有する20歳未満の方を扶養している保護者の方に支給します。(所得制限等あり)	月額15,000円	
重度心身 障害者手当	心身に重い障害を有し、日常生活において常時複雑な介護を必要とする方に支給します。(所得制限等あり)	月額60,000円	

全国初 2歳以降の 長期育休支援制度

国の制度の育休は最長で2歳までですが、さらに上乗せして3歳の年度末まで育休が取れるようになるための補助制度です。区内中小企業と、そこに勤める区内在住の育休者へ補助金を支給します。

育休者への補助 ……給料の50%相当

企業への補助 ……求人広告費補助、代替従業員賃金差額補助

お問合せ先 ……子育て支援課 計画係 ☎5662-0659

対象（抜粋）

- 認定を受けた区内中小企業に勤めている
- 区内在住である
- お子さんが2歳になるまで継続して育休取得している

その他要件があります。詳しくは区ホームページをご覧ください。

